

保安林制度等の概要

Contents

・ 保安林制度の概要	1
・ 治山事業の内容	2
・ 治山事業の主な工法	3
・ 鉄道を保全対象とした治山事業の事例	4～9
・ (参考) 道路を保全対象とした治山事業の事例	10
・ 非常災害時の保安林内での伐採や土地の形質変更等について	11
<参考条文>	12

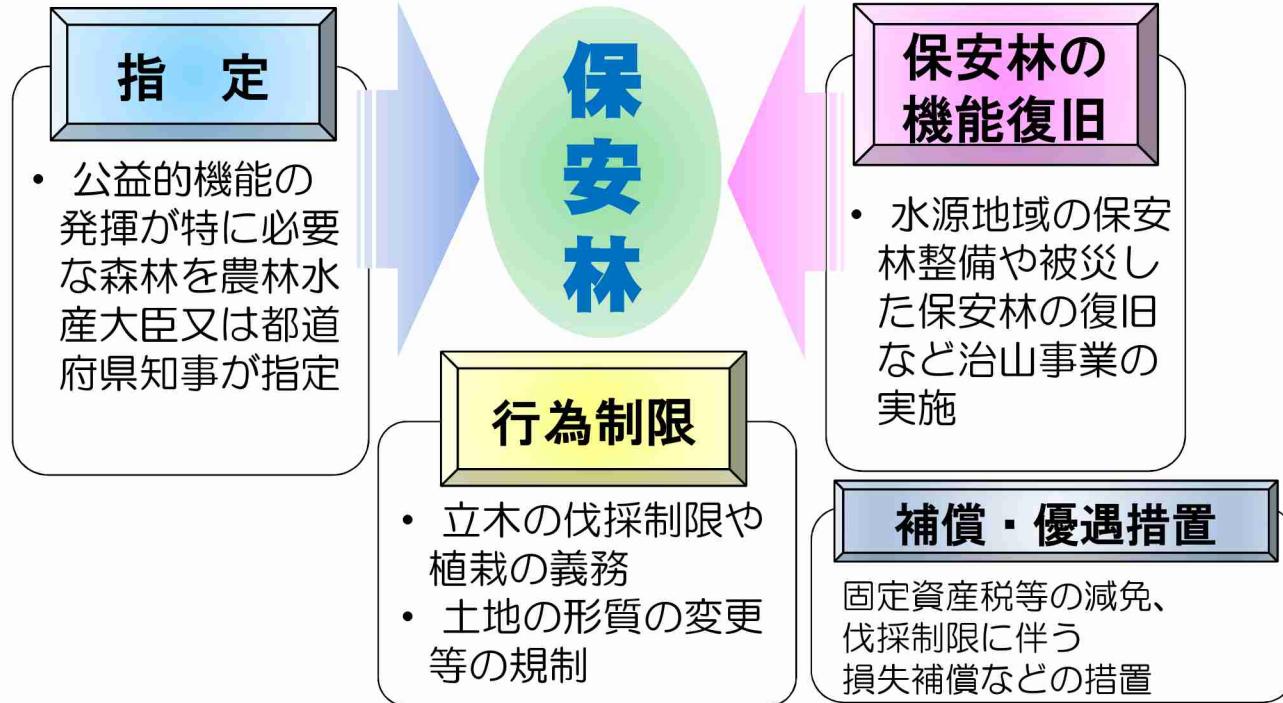
令和元年11月5日

林野庁 治山課

保安林制度の概要

- 公益的機能の発揮が特に要請される森林について、森林法に基づき保安林に指定し、立木の伐採や土地の形質の変更等を規制
- 水源涵養や災害防止のための保安林では、森林を保全するため治山事業を実施
- 保安林の配備を計画的に推進しており、平成29年度末で全国の森林の約49%を保安林に指定

■ 保安林制度の体系



●水源かん養保安林
森林の河川流量調節機能を高度に保ち、洪水・渇水を緩和し、各種用水を確保



●土砂流出防備保安林
表土の侵食による土砂の流出を防止



●魚つき保安林
沿岸漁場や河川両岸等の周辺森林で魚類の生息や繁殖環境を保全

■ 保安林の種類と面積

(単位:千ha)

保安林種別	指定面積	実面積
水源かん養保安林	9,204	9,204
土砂流出防備保安林	2,596	2,534
土砂崩壊防備保安林	60	59
飛砂防備保安林	16	16
防風・水害・潮害・干害・防雪・防霧保安林	258	230
なだれ防止・落石防止保安林	22	19
防火保安林	0.4	0.3
魚つき保安林	60	27
航行目標保安林	1	0.3
保健保安林	704	93
風致保安林	28	14
合計	12,949	12,197

資料:林野庁治山課調べ(平成30年3月31日現在)

注1:実面積とは、それぞれの種別における指定面積から、上位の種別に兼種指定された面積を除いた面積を表す。

注2:単位未満四捨五入のため、合計と内訳は必ずしも一致しない。

治山事業の内容

- 治山事業は、森林の維持造成を通じて山地災害から人家や公共施設（道路・鉄道・学校等）など国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図る重要な国土保全政策の一つです。

＜治山事業の定義＞

治山事業

(森林法第10条の15)

第41条第3項に規定する保安施設事業及び地すべり等防止法第51条第1項第2号に規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第3条又は第4条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における同法第二条第4項に規定する地すべり防止工事又は同法第41条のぼた山崩壊防止工事に関する事業

保安施設事業 (森林法第41条)

保安林の指定目的を達成するために行う治山施設の設置、機能が低下した森林の整備による森林の維持造成事業

(※) 森林法第25条第1項第1号～7号の保安林の指定目的

- ① 水源のかん養
- ② 土砂の流出の防備
- ③ 土砂の崩壊の防備
- ④ 飛砂の防備
- ⑤ 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備
- ⑥ 雪崩又は落石の危険の防止
- ⑦ 火災の防備

地すべり防止事業 (地すべり等防止法第51条)

地すべり防止区域（保安林等の存する区域に限る）内における地すべり防止施設の新設、改良等

＜災害復旧等事業＞

(治山施設災害復旧事業)

- ・治山事業によって設置された施設が異常な天然現象により被災した場合の復旧事業

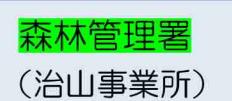
(災害関連緊急治山事業)

- ・異常な天然現象により新たに発生又は拡大した荒廃山地等の緊急的な復旧整備事業

＜治山事業の実施体系＞

治山事業は、国が実施する直轄事業と、都道府県が実施する補助事業等とに大別されます。

(直轄事業)



国有林直轄治山事業

治山センター

民有林直轄治山事業

林野庁

(補助事業等)

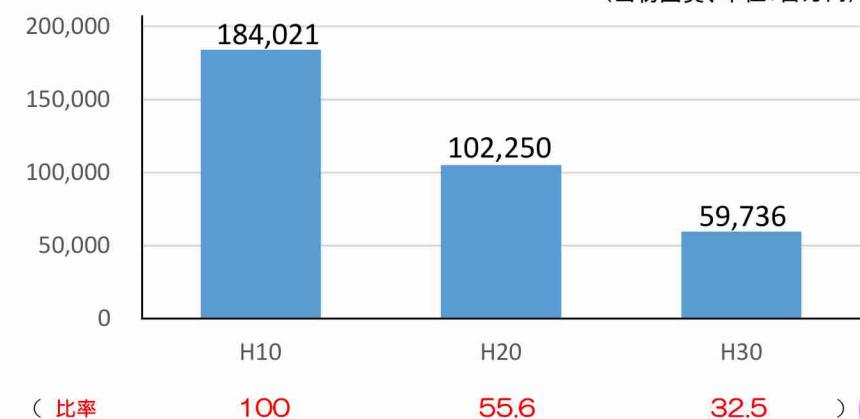
都道府県

出先機関
(農林事務所等)

補助治山事業
農山漁村地域整備交付金

＜治山事業の予算の推移＞

(当初国費、単位:百万円)



治山事業の主な工法

- 治山事業により、事前防災・減災対策や荒廃山地の復旧整備として、治山施設の整備や森林の造成を行い、安全で安心して暮らせる国土づくり、豊かな水を育む森林づくりを推進します。



山腹工



約55年

山腹斜面の安定を目的とする土留工等の施設と植生を回復するための植栽工等を崩壊地の特性に応じて配置し、森林を再生します。

渓間工 (治山ダム工)



治山ダム工等の施設の設置により、渓岸・渓床の侵食防止や山脚の固定等を図り、森林の生育基盤を確保します。また、流木を捕捉する治山ダム工の設置も推進しています。

地すべり防止工



地すべりが発生する要因を除去する抑制工と、直接的に地すべり土塊の動きを止める抑止工を組み合わせ、地すべりを防止します。

海岸防災林



海岸における飛砂や潮害（津波、高潮、塩害）、風害、霧害の防備などのための森林を造成します

鉄道を保全対象とした治山事業の事例①

直轄治山

当地区は、岩手県雫石町の志戸前川流域に位置し、火山活動由来の脆弱な地質であることに加え、豪雪地帯であり、多数の地すべりが確認されている地域である。

平成25年8月9日の集中豪雨により多数の山腹崩壊や土石流が発生したため現地調査を行ったところ、流域内に滑動の危険度の高い地すべり地が確認され、対策が必要と判断されたが、規模が著しく大きく高度な技術を必要とすることから、岩手県からの要請を受け、平成31年度から直轄地すべり防止事業に着手した。

被災状況



位置図

地図の著作権保護のため非公開

【事業計画期間】

平成31年度～平成40年度（10年間）

【予算措置状況】

全体計画額 : 5,500百万円
〔H31当初予算 : 486百万円〕
(H31末進捗見込 8.8%)

【主要工事計画】

排水トンネル工 1,570m
集水井工 6基
排土工 112,100m³
押え盛土工 92,300m³
<H31年度施工見込み 仮設工事外>

【主な保全対象】

鉄道 (JR東日本)	1.0km
農地	400ha
人家	306戸
公民館	8箇所

鉄道を保全対象とした治山事業の事例②

補助治山

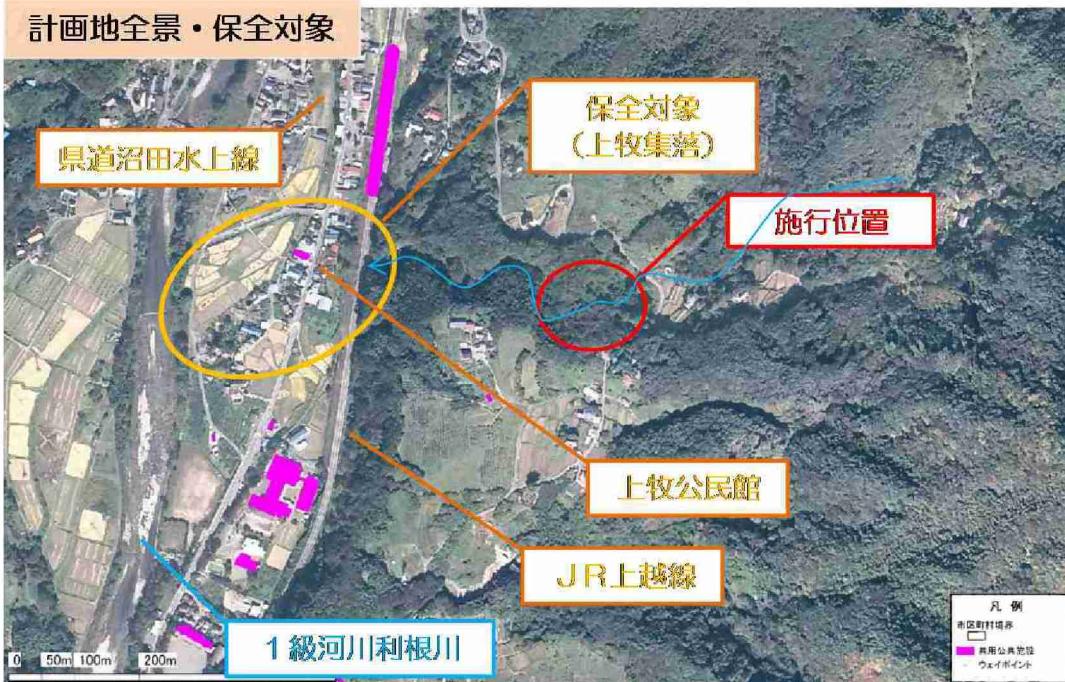
発生日・箇所	平成30年6月29日 ・ 岐阜県 下呂市 萩原町上呂 門洞
被害状況	豪雨により標高700m付近の山腹斜面が崩落し土石流が発生。人家4戸に土砂が流入（人的被害なし）、萩原中央用水路が破損。JR高山線（JR東海）に土砂が流入し一時不通となった。
対応状況	7月2日 林野庁中部森林管理局、下呂市による合同ヘリコプター調査を実施。 7月31日 災害関連緊急治山事業を決定。（事業費：約1.9億円） 9月25日～26日 治山施設災害復旧事業の災害査定を実施予定。
位置図	
全景写真	<p>崩壊地最上部 H28治山事業施工地 萩原中央用水 J.R.高山線</p>
平面図	<p>地図の著作権保護のため非公開 流路工損壊</p>
H30.6.30 岐阜新聞(朝刊) に記事が掲載	<p>谷止工計画位置 上部山腹崩壊地</p>

鉄道を保全対象とした治山事業の事例③

補助治山

(緊急予防治山事業)

計画地全景・保全対象



被災状況

NO.5谷止工計画位置



渓岸の浸食が進行し、危険木となり下流へ流出する危険性が高まっている

- 場所地区名：群馬県みなかみ町 戸谷沢地区
- 全体事業費： 67 百万円 (国費： 36.74 百万円)
- 計画期間：平成30年度補正(ゼロ回)～平成31年度
- 事業内容：谷止工：2基
- 保全対象：人家：15戸、鉄道：0.10km、県道：0.20km、農地：1.5ha
- 被災年月日：一般災
- 今回計画額： 35 百万円 (国費： 19.25 百万円)
(工事内容) 谷止工：1基
- 計画の概要

当計画地は、平成12年の集中豪雨により下流へ土砂等が流出し、人家やJR上越線 (JR東日本)、県道等が被災したため、緊急治山事業などにより復旧を図ったが、その後の度重なる集中豪雨等により渓岸浸食が進行している。放置すれば更なる集中豪雨等により、山腹が崩壊する恐れがあり、土砂が下流に流出し保全対象に被害が及ぶ危険性が極めて高い状況にあることから、谷止工1基を早急に施工し地域住民の安全・安心の確保を図るものである。

位置図

地図の著作権保護のため非公開

鉄道を保全対象とした治山事業の事例④

補助治山

(奥地保安林保全緊急対策事業)



- 場所地区名：長野県塩尻市 奈良井地区
- 全体事業費： 240 百万円（国費： 120 百万円）
- 計画期間：平成29年度～平成33年度
- 事業内容：谷止工5個、山腹工0.1ha、森林整備30.0ha
- 保全対象：人家：284戸、市道：9.5km、鉄道1.0km 他
- 被災年月日：平成 28年1月雨水害
- 今回計画額： 51 百万円（国費： 26 百万円）
(工事内容) 谷止工1個、森林整備3.0ha
- 計画の概要

当該地は、平成28年1月29日に発生した雨水害により、倒木（根鉢ごと倒伏）、折損（中間での幹折）が発生した。

計画地内には、依然として倒木や不安定土砂が大量に存在しており、このまま放置すれば、今後の降雨等により、流木や山腹崩壊により土砂が流出し、下流保全対象に被害を及ぼす危険性が高いことから、谷止工及び山腹工により荒廃地の安定を図るとともに、森林整備により健全な森林へ誘導することにより、森林の山地保全機能を強化し、地域住民の安全・安心を図る。

位置図

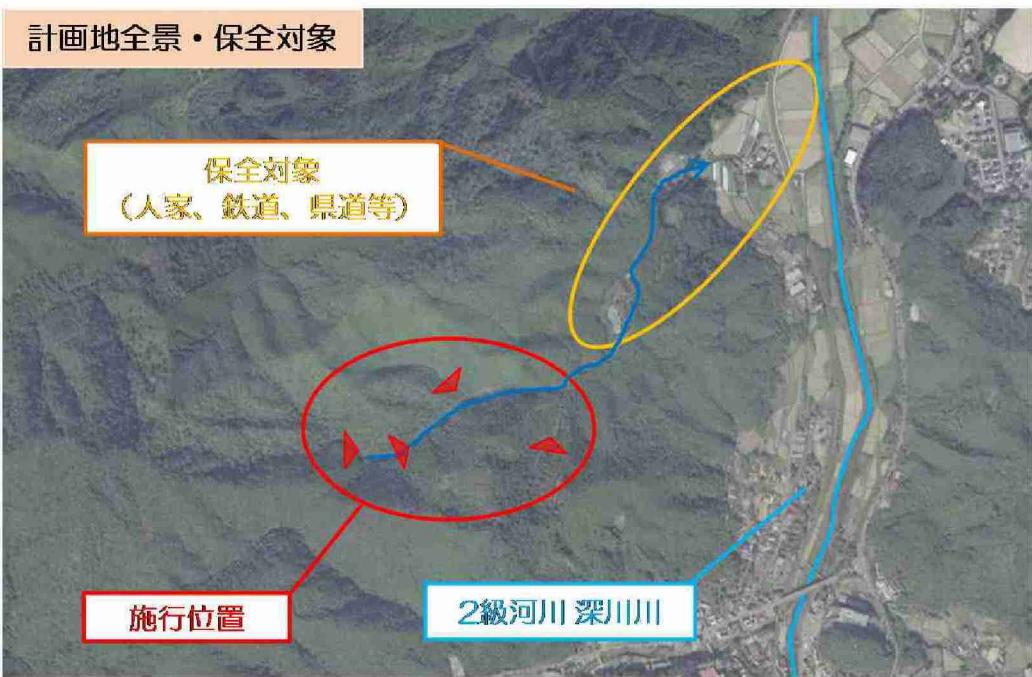
地図の著作権保護のため非公開

鉄道を保全対象とした治山事業の事例⑤

補助治山

(復旧治山事業)

計画地全景・保全対象



被災状況



被災状況



○場所地区名：山口県長門市 猪ノ尾野地区

○全体事業費： 124 百万円 (国費： 62 百万円)

○計画期間：平成30年度～平成32年度

○事業内容：治山ダム工：4基

○保全対象：人家：1戸、公共施設：1棟、鉄道：0.4km、県道：0.4km

○被災年月日：経年

○今回計画額： 39.9 百万円 (国費： 19.9 百万円)
(工事内容) 治山ダム工：1基

○計画の概要

当計画地は、長年の降雨により溪流が浸食し、溪流内に土砂が堆積している。

溪床内には依然として不安定な土砂が堆積しており、このまま放置すれば、次期降雨等により土砂流出の危険性が高いことから、治山ダム工を行し、溪流の安定を図り、地域住民の安全・安心の確保を図る。

位置図

地図の著作権保護のため非公開

鉄道を保全対象とした治山事業の事例⑥

補助治山

(防災林造成事業)



- 場所地区名：北海道沙流郡日高町 富川地区
- 全体事業費： 202 百万円 (国費： 101 百万円)
- 計画期間：平成30年度～平成33年度
- 事業内容：森林整備（砂丘造成盛土工、植栽工ほか）3.5ha
- 保全対象：鉄道：1.2km、町道：0.6km
- 被災年月日：平成28年8月（台風第10号）
- 今回計画額： 62 百万円 (国費： 31 百万円)
(工事内容) 森林整備（砂丘造成盛土工、防風工ほか）1.0ha
- 計画の概要

当計画地は、平成28年台風10号に伴う高波により被災した消波工等を、林地荒廃防止施設災害復旧事業により復旧したところであるが、植栽木の回復が見込めないため、砂丘造成盛土工等を平成30年度から防災林造成事業により行っている。

また、平成30年度に実施した「重要インフラ緊急点検」においても保安林機能の低下が確認されたことから、緊急に海岸防災林整備を進め、保安林機能回復を図ることにより地域住民の安全・安心を確保する。

位置図

地図の著作権保護のため非公開

(参考) 道路を保全対象とした治山事業の事例

■平成30年7月豪雨災害(7月7日)

○高知県長岡郡大豊町

平成30年7月豪雨により幅70m、長さ150mの地すべり性崩壊が発生し、高知自動車道橋梁・町道が崩落する被害が発生。

補助治山



○緊急に復旧整備が必要な18か所について、災害関連緊急治山事業(15か所)及び災害関連地すべり防止事業(3か所)の実施を決定
(事業費約2,478百万円)

○被災した治山施設2か所について、治山施設災害復旧事業の実施を決定
(事業費約541百万円)

対策工：ボーリング暗渠工、法枠工 事業費：約6億円
斜面は治山工事で復旧。自動車道はNEXCOが復旧。

■平成30年7月豪雨災害(7月6日～8日)

○広島県東広島市

平成30年7月豪雨により広島県内全域で大規模な山腹崩壊等の山地灾害が多数発生。中でも東広島市では、県内最多の山地灾害が発生。

直轄治山

東広島市 八本松町



東広島市 高屋町



凡 例
■ 東広島市行政界
■ 民有林直轄治山事業実行予定区域及び直轄治山災害関連緊急事業実施予定箇所

非常災害時の保安林内での伐採や土地の形質変更等について

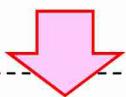
- 保安林では、伐採や土地の形質の変更等を行う場合は、事前に知事の許可を得ることが必要。また、一定規模以上の開発行為については、保安林の解除が必要。
- 一方、非常災害に緊急に必要となる行為については、事後の届出により実施することが可能。

森林法

第34条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、**立木を伐採**してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 七 火災、風水害その他の**非常災害に際し緊急の用に供する必要**がある場合 …… A ↓ 省令第60条に規定
- 九 その他農林水産省令で定める場合（鉄道等に対し、当該設備の用途を著しく妨げている立木を緊急に除去するため、…）… B
- 2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の**土地の形質を変更する行為**をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 四 火災、風水害その他の**非常災害に際し緊急の用に供する必要**がある場合 …… C
- 9 第1項第七号及び第2項第四号に掲げる場合に該当して当該行為をした者は、農林水産省令で定める手続に従い、
（終わった日から30日以内に） 都道府県知事に届出書を提出しなければならない。

↑ 省令第66条に規定



【災害時の活用事例】

- ① 落石 …… 平成30年3月、JR小海線（JR東日本／海尻～松原湖）において落石により既設落石防護柵が損傷。
(長野県南牧村) **落石防護柵の移設・補修**を土砂流出防備保安林内にて実施。<A及びC>
- ② 積雪 …… 平成28年12月、JR釧網本線（JR北海道／川湯温泉～縁）において雪の重みで線路沿いの立木が垂れて鉄道の運行の妨げになった。水源かん養保安林の立木を20本伐採。
- ③ 法面崩壊 … 平成25年、福島県道14号いわき石川線において、法面崩壊が発生。
(福島県いわき市) **迂回路及び進入路の設置**を水源かん養保安林内にて実施。<A及びC>

＜参考条文＞

■ 森林法（昭和26年法律第249号）

○ 保安林の指定

第25条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあっては、第一号から第三号まで）に掲げる目的を達成する必要がある場合にあっては、森林（民有林にあっては、重要流域内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。

- 一 水源のかん養
- 二 土砂の流出の防備
- 三 土砂の崩壊の防備
- 四 飛砂の防備
- 五 風害、水害、潮害、干害、雪害
又は霧害の防備
- 六 雪崩又は落石の危険の防止
- 七 火災の防備
- 八 魚つき
- 九 航行の目標の保存
- 十 公衆の保健
- 十一 名所又は旧跡の風致の保存

○ 治山事業の定義・内容

第10条の15 第41条第3項に規定する保安施設事業及び地すべり等防止法第51条第1項第二号に規定する地すべり地域又はばた山に関して同法第3条又は第4条の規定によって指定された地すべり防止区域又はばた山崩壊防止区域における同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事又は同法第41条のばた山崩壊防止工事に関する事業

○ 保安林における制限

第34条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 七 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 九 その他農林水産省令で定める場合
- 2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、（略）その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - 四 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 9 第1項第七号及び第2項第四号に掲げる場合に該当して当該行為をした者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事に届出書を提出しなければならない。

○ 保安施設地区の指定

第41条 農林水産大臣は、第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的を達成するため、国が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

- 3 農林水産大臣は、第1項の事業を都道府県が行う必要があると認めて都道府県知事から申請があった場合において、その申請を相当と認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

■ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）

第2, 3, 7, 16条（略）

○ 主務大臣等

第51条 地すべり防止区域又はばた山崩壊防止区域の指定及び管理についての主務大臣は、次のとおりとする。

- 2 森林法第25条第1項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区の存する地すべり地域又はばた山に関しては、農林水産大臣

■ 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）

○ 立木の伐採の許可を要しない場合

第60条 法34条第1項第九号の農林水産省令で定める場合は、次の通りとする。

- 九 道路、鉄道、電線その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に対し、著しく被害を与え、若しくは与える恐れがあり、又は当該設備若しくは建築物の用途を著しく妨げている立木を緊急に除去するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従って立木を伐採する場合

○ 緊急伐採等の届出

第66条 法第34条第9項の届出書は、伐採その他の行為の終つた日から30日以内に提出しなければならない。